

季刊

ひたすらなるつながり

vol.4

2020年2月

だれもとりのこさない
安心な地域をつくるために

コラム〈01〉福祉論壇

社会活動家／東京大学特任教授 湯浅誠さん

特集〈02-08〉

災害と福祉

地域と施設と行政で

一緒にマニュアルをたどってみた

長浜市

長浜市西黒田神田地区民生委員児童委員協議会

長浜市神田まちづくりセンター

(社福)グロー(GLOW)老人ホームながはま

(社福)長浜市社会福祉協議会

連載〈09-11〉縁共生の場探訪

株式会社なんてん共働サービス

コラム〈12〉県政レポート

猫との共生をめざすまちづくり

連載〈13-14〉生きつらさを生きる

ひきこもり当事者の一歩を支える
社会への架け橋

連載〈15-16〉LOVEつながる滋賀の縁

放課後等デイサービスサンライズ 奥村望さん

(特養)菖蒲の郷 藤岡大也さん

コラム〈17〉霞が関レポート

住まいと福祉の連携による

居住支援の推進

コラム〈18〉えにし雑感

(株)アーム保険設計 村田健二さん

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 広報誌

季刊 ひたすらなるつながり

2020年2月10日発行

通巻4号

発行人 渡邊 光春

〒525-0072 草津市笠山七丁目 8-138

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

定価 500円(税込)

みなさまの支えにより5年間活動し成果を上げてきた滋賀の縁創造実践センターは、2019年4月、滋賀県社会福祉協議会が継承しました(滋賀県社会福祉協議会が定款を改正)。滋賀県社会福祉協議会は、「滋賀の縁創造実践センター」の理念を引き継ぎ、実践を通してその具体化に努めます。



福祉

— ふくしろんだん —

論壇



社会活動家／
東京大学特任教授
湯浅 誠さん

災害と福祉

一昨年9月に愛媛県宇和島市に行った。宇和島市は現在、合併前の旧宇和島市内のほぼすべての学区に「こども食堂」ができています（2学区以外）。それらはすべて、一昨年7月の西日本豪雨水害以降にできた。その事実が、災害の性格、こども食堂の性格を物語っている。

ふだん、地域づきあいはふわりと語られる。「大事だけだね～。忙しいから…」と。しかし災害はその「語り」のレベルを変える。80代高齢者は、自衛隊の給水車が来ても、ポリタンクを自宅まで運べない（水は重い！）。自宅の風呂が壊れたとき、もらい風呂をできる人が近所にいるかは深刻な生活課題だ。一言でいうと、災害は地域交流に関する語りを「道徳的に善いこと」から「死活問題」へと変える。

そして、災害を通じて地域づきあいが死活問題だと痛感した宇和島の人々が選んだ仕組みがこども食堂だったという事実が、地域交流拠点としてのこども食堂の性格を象徴している。

災害と地域交流（多世代交流）は、「配慮」で結びつく。

高齢者、障害者、乳幼児等は、災害時に配慮が必要な「要配慮者」と位置付けられている。災害と直接の関係はないが、障害者差別解消法でも障害者には「合理的配慮」が必要とされている。

狭義の福祉では、そうだ。

しかしこれは、危ない。こうした文言は得てして「逆読み」されるから。高齢でも障害でもなければ配慮は不要だ、と。

福祉を「ふだんの、くらしの、しあわせ」と広義にとれば、話は違ってくる。

これを言い当てたのは、鹿児島の高校生だった。彼は「ちょっと歩くのがゆっくりな人とは、自分もゆっくり歩かじやないですか。そういうことだと思うんです」と言った。

「ちょっと歩くのがゆっくりな人」は高齢者や障害者かもしれないが、健常の大人かもしれない。では健常の大人だったら、自分はゆっくり歩く配慮をしないか。そんなことはない。相手がだれであろうと、一緒に歩こうと思えば、自分もペースをゆるめる。それが「配慮」だ。

「地域交流」とは、顔を知っているだけの地域の人が、〇〇さんと固有名詞で認識されるようになること、「知る」から「関わる」へ進展するための仕掛けだ。それが「気遣い」を生む。配慮とは気にかけることだ。その「気にかける」関係が、高齢・障害の有無に関わらず、地域のタテ・ヨコ・ナナメに行き渡ること。それを「こぼれにくい地域」と言う。平時の「こぼれにくい地域」が「災害に強い地域」だ。

多世代交流拠点としてのこども食堂は、そのように災害と福祉の関係をとらえる。

ふだんのくらしのしあわせとしての福祉と災害の関係を見失わないようにしたい。たとえ日々の業務は「災害時要支援者名簿」づくりで追われていても。

災害時要配慮者避難支援モデルケース実証実験

日時：2019年12月15日（日）午前 8:30～11:30

場所：長浜市神田地区
神田まちづくりセンター（滋賀県長浜市加田町2727）
老人ホームながはま（滋賀県長浜市加田町19-6）

協力：長浜市
長浜市西黒田神田地区民生委員児童委員協議会
長浜市神田まちづくりセンター
社会福祉法人グロー（GLOW）老人ホームながはま
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会

主催：滋賀の縁創造実践センター 滋賀県社会福祉協議会

2011年の東日本大震災では、障害者手帳を持つ人の死亡率は全住民の死亡率の2倍に上りました（NHK調べ）。近年の豪雨災害の被災地でも、何らかの困難を抱えている人が逃げられずに命を失われたこともわかってきました。今、地域共生社会をめざして、さまざまな取り組みが進んでいます。仕組みづくりは大切ですが、声を潜めている人や出されていない声がかきとれない人等、相対的に不利な環境にある人が参加する仕組みにできるかどうか、その仕組みを本物にするのは人の意思と工夫しかありません。だれもとりのこさない安心な地域をつくるために何ができるだろうか。今号の特集は災害という視点から共生社会への取り組みを具体化したいと考え、災害時要配慮者避難支援の実証実験を行ったその記録です。



老人ホームながはま



神田まちづくりセンター

要配慮者の安否確認

- ・年齢に関係なく家族がいる人や介護の度合いが軽い人は「大丈夫や」とおっしゃる。
- ・家庭の状況で避難しない人の複雑な心情を思うと、民生委員としても戸惑いがあった。
- ・長年ひきこもっている息子がいる父親役をして、非常に不安を感じ、家を離れづかった。
- ・歩いて5分程度の距離でも足の弱い人は、自力での避難は難しい。

指定避難所への移動

夫妻のみ避難することになり、民生委員から電話を受けた市要配慮者支援班保健師が指定避難所の車を借りて迎えに行く。支援により指定避難所へ



A 山川つよしさん (災害時要配慮者)

要配慮者発見

自宅2階にとどまる山川さんを発見

B 今は息も家にもいるので、なんとか大丈夫です。

C 息子さんも一緒に行きましょう。

B 息子は… (息さんが長い間、家の中にひきこもっていることがわかる)

C 息子さんはいざとなったら自分で逃げられます。旦那さんと奥さんは、私と一緒に行きましょう。



B 山川みどりさん

要配慮者の安否確認

災害時要配慮者名簿を見ながら、一人ひとり避難状況確認

C ひとり暮らしの高齢者は全員避難されていますが、家族で暮らしている人が自宅にいますね。今のうちに声かけに回りましょう。

民生委員が担当地区を見回り、声掛け



C

避難準備・高齢者等避難開始 発令(警戒レベル3)

想定 8:30 大雨警報

- ①避難所開設 ②市要配慮者支援班設置
- ③要配慮者は自治会等の避難支援を受けながら指定避難所に避難

要配慮者の安否情報集約

市要配慮者支援班が地域の協力を得て要配慮者の安否情報集約

F 避難勧告が発令されました。地区内にはまだ自宅にとどまっている方が多数おられます。今後、雨が強まるのが予想されますので、できるだけ早く、支援が必要な方の安全確保を行う必要があります。民生委員さん、自治会長さん安否情報を共有したいので、集まってください。



F 市要配慮者支援班員

C 地区担当の民生委員児童委員

D 指定避難所管理者

※訓練上の設定であり、実際の指定避難所ではありません。

災害時要配慮者避難支援 モデルケース実証実験

モデルケース

※登場人物の氏名等はフィクションです。

A 山川つよしさん(85歳) 災害時要配慮者 (希望されず個別計画なし)。虚弱、認知症(軽度)、要介護認定を受けているが介護サービスは利用していない。

B 山川みどりさん(82歳) 要配慮者ではないが、軽度認知障害。家事全般を担う。

C 山川さん長男(55歳) 自宅で同居しているが、20年来、ひきこもっている。

山川さん夫妻は長男の状況を近隣に明かしておらず、どこにも相談していない。

災害(リスク)の想定

- ①発達した雨雲による豪雨が予想され、大雨警報が発表される。市は市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令(警戒レベル3)。
- ②土砂災害警戒情報が発表され、市は市内全域に避難勧告を発令(警戒レベル4)。
- ③今後、夜間から深夜にかけて、これまでに経験したことの無い大雨となる危険があるため、明るいうちに避難をするよう安否確認、避難誘導をしている状況にある。

登場人物

- 避難者 A 山川つよしさん(災害時要配慮者)
- 避難者 B 山川みどりさん
- 地域 C 地区担当の民生委員児童委員(2名)
- 地域 D 指定避難所管理者
- 行政 E 市災害対策本部・福祉避難所調整職員
- 行政 F 市要配慮者支援班員(保健師)
- 行政 G 市福祉避難所運営職員
- 行政 H 市福祉避難所相談職員
- 社会福祉施設 I 老人ホームながはま福祉避難所 管理者
- 社会福祉施設 J 老人ホームながはま福祉避難所 運営補佐
- 社会福祉施設 K 老人ホームながはま福祉避難所 環境班・ケア班(各2名)

想定 9:20

受入れ調整開始

I 要配慮者の受入れ準備が整いましたので、これより、老人ホームながはま福祉避難所として業務を開始します。



G H I J K

G 福祉避難所として準備を整えましたので、ただ今より受入れをいたします。受入れ担当は、市の福祉避難所運営職員の〇〇です。補佐として、老人ホームながはまの副所長がつきます。

市 災害対策本部



受入れ準備

〈環境班〉

- ・ベッドを交流スペースから、毛布と備蓄品(水、食料)を倉庫から避難室に搬入
- ・リフト車、車椅子等送迎関係を福祉避難所に確保



K

〈ケア班〉

- ・納戸に収納している血圧計、体温計等医療具、オムツ、手袋、消毒液等を確保



H K

施設内受入れ準備指示

- ・市運営職員、相談職員到着
- ・施設管理者、職員を招集 組織の構成を行い、各班へ指示



G H

I 市の運営職員と運営補佐で、受入れ調整と情報収集に当たってください。

I ケア班は市の相談職員と連携し、支援に必要な物品の準備や、環境設営に当たってください。

I 環境班はベッドや物資の搬入、送迎の準備などの環境整備に当たってください。



J 老人ホームながはま福祉避難所 運営補佐

G 市福祉避難所運営職員

K 老人ホームながはま福祉避難所 環境班

H 市福祉避難所相談職員

想定 9:00 土砂災害警戒情報・避難勧告 発令(警戒レベル4)

状況

福祉避難所の開設

- ・市要配慮者支援班から協定先施設へ福祉避難所の開設要請
- ・施設管理者は、受入れ可能人数、設置準備確認後要請を受諾

I わかりました。すぐに状況を確認し、こちらから報告します。

I 施設も周辺道路も特に被害はありませんので、受入れ可能です。(人数、ベッド数、移送、受入れ時間報告)

I 老人ホームながはま福祉避難所管理者



E 長浜市災害対策本部、福祉避難所調整職員です。指定避難所に避難されている要配慮者の安全確保のため、福祉避難所として要配慮者の受入れをお願いしたいのですが、受入れ体制はとれますか？また、受入れ可能人数も教えてください。

E それでは、老人ホームながはまを福祉避難所として要請いたします。ただちに、市から運営職員1名、相談職員1名を派遣します。

E 市災害対策本部・福祉避難所調整職員



要配慮者のサポート

深夜にかけて豪雨との予報も出ています。民生委員さん、私と一緒に、福祉避難所に行って、山川さんに声掛けしていただけますか？

そうですね。まったく知らない人ばかりのところで、余計に不安も募っておられるでしょうね。福祉避難所と一緒にいきます。



山川さん、やっぱり家のことが心配なんです。実は息子さんがまだ家におられるんです。奥さんがお話しくださったのですが…私も息子さんのことは良く知らなかったのですが、ずいぶん長い間、ひきこもっておられるようなのです。

そういう事情があったのですね。でも福祉避難所では、山川さんはお家の心配事を話されないでしょうね。今まで行ったことのない施設ということもあって、不安が強まっているのかもしれないですね。

要配慮者のサポート検討

市要配慮者支援班保健師は、担当民生委員に状況確認



想定 19:00
深夜にかけて豪雨の危険と報道あり

要配慮者のサポート

市要配慮者支援班・保健師と担当民生委員が福祉避難所を訪問し、市相談職員とともに山川さんのサポート

明日の朝、市職員に山川さんのご自宅を見に行かせて、様子を山川さんにお伝えしますから、今日はここでゆっくりと体を休めてください。

わかりました。ありがとうございます。



福祉避難所状況報告書
(様式6-1)
を作成、提出

要配慮者の状況確認



山川さんの不安に対応するため、要配慮者支援班に状況確認

(指定避難所にいる市要配慮者支援班・保健師に電話。山川さんの避難所での様子など尋ねる)

山川さんは避難せずに自宅の2階にとどまっておられて、民生委員さんが自宅からお連れしてくださったのです。

避難所にご夫婦で来られて、夕方になってから急に様子が変わり、帰ると言われたり、トイレもわからなくなって…奥さんも困られてまして…

担当地区の民生委員さんがこの避難所にいらっしゃるので、話を聞いてみます。

要配慮者ケア

山川さん、自宅に戻りたいと訴え、落ち着かず

山川つよしさんが家に帰ると言って、落ち着かれません。「こんな知らんところに勝手に連れてきて」と興奮気味です。夜間もこの状態だと、本人の体力も落ちますし、周囲の方への影響もあるので、どのように対応しましょうか？

だれもなじみの方がおられない環境ですものね。奥さまも弱られているし…。指定避難所から緊急受入れで来られていますので、避難所での様子を尋ねてみましょうか。



福祉避難所のこと

・初めて施設の送迎車に乗り、非常に安全であんなに良い車があると安心だと感じた。

・近くに福祉施設があって専門の人がおられるとわかり、安心感が高まりました。

・どういう人が福祉避難所に入れるのかよく知らない。

送迎車の到着

老人ホームながはま福祉避難所から迎えに来ました。



緊急受入れの依頼

福祉避難所へ移動した方が良いとの判断で、緊急受入れの依頼

緊急で2名の受入れをお願いしたいのですが、可能ですか？

2名は神田地区の近隣の方。夫婦です。要配慮者をご主人だけです。ただし、個別計画はありません。(指定避難所でのアセスメントを伝える。ADL、避難所での夕方からの急な変化等伝える)

受入れ環境を確認し、折り返し返事をします。



想定 17:30

緊急受入れ

指定避難所に施設車で迎えに行き、受入れ



情報共有

市からの派遣職員と施設の職員との情報共有。

▶ホワイトボードや掲示板をつくりそこに情報を一括集中させて共有する。

スキル

運営に関するマニュアルを熟知している市職員を派遣してもらえると、施設の職員がケアの方に力を注げる。

ライフライン

電気が使えない、福祉避難所が受入れできないときの想定も必要。

緊急受入れの相談・受諾

管理者、環境班、ケア班と対応について相談

1人はベッドで、もう1人は畳室になりますが、受入れ準備整いました。移動手段はそちらで確保できますか？

奥さんは自立とのことですので、受入れ可能としましょう。

ベッド1台は確保できませんが、1人は畳室になります。それでも問題ないですか？

こちらは今、対応できる職員がいないため、迎えをお願いします。できれば車いすで乗れる車が良いです。



ケア情報

福祉避難所に次から次へと来られる中でケアに必要な情報を早く、確実にもらえるよう共有のための工夫が必要。ご本人が状況を説明できない場合、何もわからない中で対応するのは不安。

要配慮者アセスメント

民生委員が落ち着かない山川つよしさんの様子を把握。

要配慮者支援班保健師が、健康相談票(様式6-2)により心身状況アセスメント(せん妄、歩行困難等)

せん妄状態になっておられて、今のご自身の状況がわからず、歩行も困難になっておられます。避難所でこのまま夜間を過ごすのは大変だと思います。民生委員さんどう思われますか？

そうですね。ここでは眠れなかったり、奥さんがまわりの方に気をつかわれるかもしれませんね。

地区内で福祉避難所となっている老人ホームながはまに受入れ可能か尋ねてみましょうか。



受入れ対応

順次、要配慮者を受入れ

災害時こそ 地域の福祉力

— 実証実験を振り返って —

地域の福祉力の大切さはだれもが理解しています。では福祉力を高めるためにだれが何をしていくのか？
「抽象的なことではなく具体的な目標を立て
一つひとつ取り組みをすすめてよう」

これは実証実験に参加して下さった
長浜市のみなさんが、当事者としての
課題意識から出された提案です。



地域の住民として

今回のような状況の家庭が地域にも数軒ありますが、私たち民生委員が行っても「大丈夫や」「うん、元気にしてるよ」とおっしゃると、なかなかそれ以上は踏み込みづらいついて感じています。

要配慮者の人が一歩足を踏み出されるということが、一番難しいところだと思います。地域の民生委員として、日頃からその人とつながるということも大事ですし、その人自身が普段の生活の中で地域の人とどうつながっておられるのかということを知って、その地域の人たちの力も借りながら一歩踏み出してもらえような支援を考えていかないとと思いました。

みんなで助かる仕組みづくり

川崎さん(民生委員児童委員)
神田地区では、65歳以上の方の約4分の1が見守り支えあい登録制度に入っています。年齢や家族構成という枠にとらわれず、近所とのつながりはどうか、災害時にだれがどのようにつないだらいいのか、というようなことを地域で把握し、みんなで助かる仕組みにしていきたいと思っています。



参加者

- | | |
|---|--|
| A 長浜市西黒田神田地区
民生委員児童委員協議会会長
川崎 昊さん | B 長浜市西黒田神田地区
民生委員児童委員協議会
民生委員児童委員
宮部 富美代さん |
| C 長浜市西黒田神田地区
民生委員児童委員協議会
民生委員児童委員
中川 久義さん | C 長浜市西黒田神田地区
民生委員児童委員協議会
主任児童委員
中川 由美子さん |
| E 長浜市健康福祉部
しょうがい福祉課
しょうがい企画G 副参事
伊吹 宗人さん | H 長浜市健康福祉部
しょうがい福祉課
しょうがい企画G 主事
山階 美耶さん |
| F 長浜市健康福祉部
しょうがい福祉課
相談支援G 主幹(保健師)
松島 重子さん | I 老人ホームながはま 所長
青井 由香里さん |
| K 老人ホームながはま 相談員
岩田 宜丈さん | J 老人ホームながはま 副所長
舞鶴 正吉さん |
| K 老人ホームながはま 事務員
福島 一夫さん | K 老人ホームながはま 看護師
木村 薫さん |
| | K 老人ホームながはま 生活支援員
西澤 真理子さん |

福祉避難所を運営する 社会福祉施設として

今回は、福祉避難所開設にあたり施設の人員確保ができるかという視点で、非常緊急連絡を発動し、通報と参集の訓練もあわせて実施しました。必要最小限の人数で動くというリアルな訓練となり、施設職員にとってすごく良い機会となりました。

福祉避難所の開設訓練を何度も経験していると、手順を良く理解しているので短時間で設営が完了しましたが、ほかの職員も同じようにできるよう物品の収納場所や鍵の保管場所などを示すことと、職員全員がそういう意識に立たないといけないと思いました。

福祉避難所は市と共同で運営

青井さん(老人ホームながはま)
市の福祉避難所研修会は満員で、事業所の意識の高さを感じました。今回の実証実験でも、福祉避難所は市と共同で運営していくんだということが良くわかりました。人員の確保は、私たち施設側も課題となります。そのとき集まれる職員で運営していけるよう、意識と理解を高めていきたいです。近隣の施設とも連携して訓練が実施できると、さらに良いものになると感じました。



行政として

避難所への移動も大きな課題です。施設の送迎車の協力要請も必要ですが、身近で助けていただくのは地域の方です。見守り支えあいの登録が増えるよう、工夫していきます。

広域的な災害が発生した場合、市の職員配置が心配だと感じました。現行の地域防災計画及び災害時要配慮者避難支援計画では、指定避難所に職員2名、福祉避難所にも2名の配置となっていますが、市全体で指定避難所は73か所、福祉避難所は95か所の施設と協定を結ばせていただいています。これだけの避難所に市職員が対応できるかどうか、今日の実験を通して、この配置は実際は難しいのではないかと感じました。まだまだ長浜市の計画も見直しをしていかなければならないです。

規模の大きな災害ですと、施設も行政も被災することになり、人手不足が懸念されます。その中でどこまでこまやかなケアができるか、状況によっては福祉避難所が要配慮者を受入れられない場合も想定されます。事業所間での連携訓練も必要だと感じました。

訓練をしてマニュアルを見直す

伊吹さん(長浜市役所)
本当に動ける計画づくりが一番大きな課題だと思います。そのためにどうするか。もうまさに訓練しかないと思っています。そして、これは行政だけでできるものではありませんので、行政と施設・事業所そして地域の方も中に入っていていただく実施する訓練が必要なのだと再認識しました。訓練を通じてつながりをつくっていききたいと思っています。



要配慮者避難支援個別計画の作成状況

(2019年6月現在;消防庁要配慮者名簿調査)
全部作成済: 5市町 (長浜市、近江八幡市、草津市、豊郷町、甲良町)
一部作成済: 11市町 (大津市、彦根市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、愛荘町)
未着手: 3市町 (守山市、竜王町、多賀町)

福祉避難所の指定・協定済みの施設か所数

(2018年11月県調べ)
484施設(内 高齢者施設271、障害者施設98)

マニュアルを用いた 訓練の積み重ねに尽きる

「災害が起きたら、みんな自分のことで精一杯になるはず。こうして訓練をしていかないと、生活課題を抱える人の命を救う地域での避難支援もできないと感じました」。今回の実証実験を通じた地区の民生委員児童委員の気づきです。また福祉避難所の開設・運営についても、非常時には混乱が予想されることから情報共有の方法のマニュアル化、支援関係者とのアセスメント情報の共有訓練をしていこうという提案も出てきました。市全体や県全体の総合訓練も必要ですが、課題を特定した訓練(たとえば要配慮者受入れの事業所間連携、アセスメント情報共有など)や、今回のように地区を特定した訓練など、小さな規模でも関係者が実際に動く機会をつくっていくことが地域防災計画の実効性を高めます。県内各地で取り組みを広げていきましょう。

生活課題を抱える人を 災害から守るための登録制度

熊本地震で被災した西原村の障害者自立支援施設「にしはらたんぼぼハウス」の上村加代子施設長は、滋賀県社会福祉学会の講演で、避難所には行けなくて家族ともども不安をいっぱい抱えて弱り切っていた人たちのことを話してくださいました。ごはんを届けに行ったスタッフの顔を見て本当に安心された人。家から出て作業所に来られた人。お話から、安全ももちろん大事だけれど安心できる環境をつくるのが何より大切だと感じました。さまざまな事情から避難をためらう方への関わりは難しいことが多くあります。しかし地域の福祉施設が、災害時に福祉避難所として配慮が必要な住民を受入れてくれることや、高齢者だけでなく発達障害のある人や乳幼児、妊婦も必要があれば対象となることを知ってもらい、具体的に「安心」が見えると、災害時に支援を必要とする人のための登録制度への理解が進むのではないのでしょうか。

地域の福祉力を“もっと”高める取り組み3点

- 1 “避難支援・見守り支え合い制度”を地域ぐるみの訓練を通して強化
- 2 避難行動要支援者の移動支援に関する具体策のマニュアル化
- 3 福祉避難、福祉的支援における事業所間連携の訓練実施

「おめでとう」「ありがとう」まで

縁共生の場探訪

「滋賀の縁」認証団体を訪ねて

役割が引き出す力

「支援する・される」を超えた新しい概念

（株式会社 なんてん共働サービス）

「障害があっても、認知症になっても、その人ならではの働きを活かし合って暮らせる社会をつくりたい」。そんな思いから、障害のある人もスタッフとなり、株式会社形態で建物などのメンテナンスや介護のサービスを提供している法人があります。湖南市石部の「株式会社なんてん共働サービス」。ここでは、支援する人・される人という概念を取り払い、新しい価値を生み出しています。

障害のあるスタッフが たまたま職場にいる

同市の児童福祉施設・近江学園をのぞくと、朝から園舎の清掃に取り組み「なんてん共働サービス」のスタッフの姿が見

えます。パートの女性たちに混じり、障害のある人もていねいに床をホウキで掃き、笑顔を見せます。ここの定期的なメンテナンスを、同社のスタッフたちが手がけているのです。

同社の主な取り組みは、ビルやその外構のメンテナンス事業と介護事業の2本柱。スタッフは、パートを含め現在82人で、その中の9人が障害のある人です。メンテナンス事業には設立当初から取り組み、障害のある人となない人が数人のグループで、ていねいに作業します。20年以上続けているベテランの人もあり、取引先の工場や施設などからの信頼を得ています。

「障害がある人だから、と構えて向かい合う必要はないと思っています。人間と人間の関わり



株式会社形態でみんな一緒に汗を流すなんてん共働サービス

です。スタッフ同士ですべてを共有できるわけではないけれど、同じ職場にたまたまハンディのある人がいる、というだけのことでないでしょうか。障害のある人となない人と同じ立場で働いてもらうときの心構えについて、蜂谷裕實社長はそう話してくれました。

障害者が働く場の一般的な形態には、共同作業所があります。けれど、「なんてん共働サービス」は株式会社です。そこには、組織を立ち上げた会長・溝口弘さんの思いがあります。

溝口さんは以前、重度障害者のための福祉施設に職員として10年間勤務していました。当時

から補助が出て、同じことになってしまおうと懸念したのです。

「公的なお金が出たなら、また関係性は上下になってしまふ。そんなことになると、最初から施設をやめる必要はない。障害のある人たちと一緒に、汗水をたらして苦労したかった。泣きながらも、自分たちでお金稼いで地域で暮らしていこうと、決意しました」

1981年、「共働事業所」という位置付けで、まずはメンテナンスの事業をスタートさせました。「障害のある人と一緒に何かやれば仕事がすぐ来るんじゃないか」と期待していた溝口さんでしたが、最初はなかなか仕事をもらえませんでした。「1、2年目の頃、なかなか軌道に乗らずしょんぼりして琵琶湖で弁当を食べていると、横で障害のあるスタッフたちがキャッキャとはしゃぐ。彼らといると、どちらが助けているかわからないような状況でしたね。落ち込んでいた気持ちから、『ええやんか』という気持ちになり、前を向

フレッシュした分を、障害のある人たちに返さなければならぬのに、できませんでした」

職員だけが豊かになり、少しずつ、利用者との関係がおかしくなり始めます。それまでは、意思表示のできない子たちと一緒に琵琶湖を歩いていても、あうんの呼吸で「トイレかな」とすべてわかるような感じだったのに、どことなく距離ができていくことに気がつきました。

「今日は天気いいから畑に行こう」と言うと、動かない子たちが出始めたんですね。自分自身はそうは思っていなかったけれど、彼らは遠く感じるようになってたのかもしれない。次第に気持ちを通じにくくなり、無理に「行こう」と引く張ると、抵抗される。そんな日々が続く、とうとう、距

離どころか壁ができません。溝口さんも、言うことを聞いてくれない子どもたちに対してイライラするようになり、そんな自分にも嫌気がさしてしまうようになりました。

「子どもたちのためにならず、施設のためにもならない。このままでは自分もつぶれてしまうな」と思いました。これまでは自然に一体となっていたいろんなことができてきたのに、関係性が変わってしまった。水平に、ともにやってきたのに、いつの間にか、強いものと弱いものになってしまっていました」

水平の関係に その一心で株式会社

裸になる。社会的にも経済的にも、全部捨ててしまつて、もう一度向き合おうと、溝口さんは決めました。「力も何もない、弱い人間になる」。施設を退職して、新しい組織をつくることにしました。どのような形態にしようかと考えましたが、作業所にしてしまつたら、また職員に行政

から補助が出て、同じことになってしまおうと懸念したのです。

最初に大きな仕事を発注してくれたのは、地元の土木建設会社でした。障害のあるスタッフと一緒に働いていると知り、励ましの意味も込めて草刈りを頼んでくれたのです。日銭を稼ぎながら実績を積み、4年後には株式会社となり、入札にも参加できるようになりました。溝口さんのやろうとしていることへの理解はどんどん広がり、今では、地域の人も積極的に応援してくれ、福祉業界をリードする企業になっています。

会長 溝口 弘さん

知的障害者の施設に10年間勤務後、1981年に「なんてん共働サービス」を創設。障害者や高齢者を含む幅広い世代がともに地域で生きられる社会をめざし、福祉を軸に、地域循環システムのための市民共同発電プロジェクトを立ち上げるなど、さまざまな挑戦を続けています。

「滋賀の縁」認証

滋賀の縁創造実践センターがめざす「現行の制度で解決できない生活課題、地域の福祉課題に気付いた人たちが、実践者として、問題解決のために協働して具体的な取り組みをしている活動」を、滋賀の福祉実践モデルとして県、縁センター、滋賀県社会福祉協議会の3者が認証するものです。2019年12月現在、20団体を認証、18団体を奨励しています。



けい子さんがスタッフとして働く秋桜舎。地域のお年寄りたちが過ごす



県政レポート

滋賀県社会福祉協議会で地域福祉の実践力強化に深く携わってくださった県庁の幹部職員から、福祉や共生社会をテーマに課題提起や政策情報をレポートしていただきます。

滋賀県健康医療福祉部 生活衛生課長

奥田 康博 (本誌編集委員)



猫との共生をめざすまちづくり

みなさんは、地域猫活動をご存じでしょうか。

もともと野良猫は飼い猫が捨てられたり、放し飼いの猫が繁殖したりして増えたものです。増えてしまった猫に罪はなく、飼い主の責任ある行動が大事です。地域では、こうした野良猫を不憫に思い、エサを与える人がいる一方、糞尿やごみ荒らしなどの被害で困っている人もおられ、双方が感情的にぶつかり、ときには罪のない猫が傷付けられることもあります。つまりは、猫をめぐる人間関係のトラブルであり、野良猫自身も被害者と言えます。こうした問題を解決するための取り組みが地域猫活動です。この活動は、単なる動物愛護ではなく、地域環境保全の課題や暮らしやすいまちづくりに向け、地域住民、行政、ボランティアが協働で取り組む事業です。

前提として、猫の存在が迷惑な人、排除までは望まないが生活環境の侵害は困る人、猫を大事に思う人、まったく無関心な人など、地域にはいろんな思いをもった人がおられます。まずは、同じテーブルにつき、時間をかけて話し合い、これから始める地域猫活動について、地域全体の合意を得ます。

次に、飼い猫と野良猫の数や分布等を調べ、不妊・去勢手術の対象となる猫の数を把握し、エサを与えている場所や、糞尿の被害がひどい場所などの調査を行い、今後の猫の管理方法を検討します。そうした検討が終わると、地域で管理すると定めた猫を捕獲し(Trap)、不妊去勢手術を行い(Neuter)、元の場所に戻します(Return)。これを略してTNRと言います。

その後、エサやトイレの管理を適正に行うことで、庭などへの糞尿が減り、被害に悩まされていた方の理解が進みます。

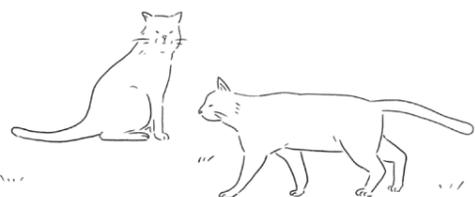
地域猫活動は、その効果が見えてくるまでに時間がかかります。猫の管理を行うことも重要ですが、TNRした猫の頭数や、その後の猫の頭数の変化などを確認することで効果を検証し、その内容を継続して地域のみなさんに報告することが重要です。猫好きの勝手な取り組みと思われたいめにも、最初に立ち戻って、地域全体の取り組みであることを確認します。

野良猫問題を解決するためには、「猫を処分してしまえばいい」と考える方もいますが、猫が増える原因を解決しなければ、時間とともに同じ問題が繰り返されます。

暮らしやすいまちづくりに向けて、だれかがしてくれる、ではなく、住民、行政、ボランティアの協働で「地域猫活動」に取り組みましょう。県では、2018年度から「地域猫活動」補助金を交付しています。ぜひお気軽にご相談ください。

問い合わせ先:滋賀県動物保護管理センター

電話 0748-75-1911



介護事業で気づいた「ならでは」の働き

会社のもう一つの柱が、200年2月にスタートさせた介護事業です。通所介護(デイサービス)などを提供する「共生舎なるとん」と、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する「秋桜舎」、「樹林」を運営しています。介護サービスが必要なお年寄りたちが利用し、ほとんどの人に認知症がありますが、ここでの理念も同じ。「上下ではない。する人・される人にはならない」というものです。

利用のお年寄りたちは、昼食を食べたり飲んだり、楽しい時間を過ごしますが、認知症の特性から、スタッフの名前をすぐに忘れてしまいます。会長の溝口さんのことは、「あんたさん」と呼びます。そんなお年寄りたちが唯一、名前を呼んでいる社員がいます。それが、ダウン症を持つけい子さんです。「けい子さん」「けいちゃん」と、親しみを込めて呼ぶのです。

「人の名前を覚えられず、台所

がどこかわからないお年寄りが、けいさんの洋服を整えようとすると、けいさんが病気で1か月ほど休んだら、心配するのです。滋賀県内の介護の現場で働くほとんどの知的障害者にも、同じようなことが起きています。お年寄りたちは、「この子のお世話をせなあかん」といつも思っているんですよ」

キーワードは「役割」だと溝口さんは言います。けいさんは、お年寄りの役割をつくる仕事をしているのです。この現象に溝口さんたちは、「ならでは」の働き」と命名しました。知的障害者ならではの働き、認知症高齢者ならではの働きが見えてきたのです。

けいさんが介護スタッフになったのは、19年前のことでした。祖母に育てられ、それまで担っていた草引きの作業でもアルパイトのお年寄りとうまが合い、茶目っ気も人気もあつたため、溝口さんは「介護の仕事に向いている」と考えました。介護事業をスタートさせるタイミングで、メンテナンスの仕事から配置を

変えてみたのです。

「最初は、この人だったら、2〜3年スタッフを続けていたらそのうちに食事介護できるようになるかな、というくらいイメージしかありませんでした。けれど、そうではないところに、役割があつたんですね」と溝口さんは振り返ります。

けいさんは今、車椅子を利用し、お年寄りたちよりも重度な身体状況ですが、そんなけい子さんをお世話することを励みに生きるお年寄りたち。ほかのスタッフとは違う役割があるのです。

県内に広がる知的障害者の活躍

けいさんの事例は滋賀県の

担当者の目に留まり、知的障害のある人の介護現場での「ならでは」の働きを促進する滋賀県いきいき生活支援員養成研修制度もつくられました。モデルはけい子さんです。そして今、県内の介護現場では、121名の知的障害者が働いています。ほか

の事業所でも、障害のある男性スタッフに体をケアされるときだけは、お年寄りが安心して身を委ねる、といったケースがあります。この事業所の職員たちは、「資格を持っている私たちでも、彼みたいにはできない」と感じていると言います。

「どんなに障害が重くても、社会的に、主体的に生きていく権利がある。障害があつても、普通に働き、普通に暮らせる社会、そして、認知症になつても住み慣れた地域で地域の人と関わりながら暮らせる社会に、少しずつでも近づいている」。溝口さんは、そう感じています。「お世話をすお年寄りの働きすら、彼女が導き出している。認知症介護の本質について考えるきっかけも

「なんてん共働サービス」から広がった「ならでは」の働き。これらを評価検証して可視化させようと、龍谷大学との研究にも取り組んでいます。2020年の春には、研究の成果が発表される予定です。

介護保険制度で創設された地域密着型サービスの一つ。「通い」を中心に、訪問や宿泊を一体的に提供することができます。利用者が可能な限り自立した日常生活を送れるように、利用者の選択に応じて、サービスを組み合わせ、家庭的な環境と地域住民の交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行います。

小規模多機能型居宅介護

生きづらさを生きる

ひきこもり当事者の一歩を支える社会への架け橋

—「居場所」から社会へ—



Nさんの作品

毎週月曜日、湖南省の生活訓練施設「スポットライフくればす」に、ひきこもりがちだったNさん(31)の姿があります。スタッフと談笑したり、アート作品を作ったりして過ごしていますが、今年の6月までは10年間一歩も家から出ない生活でした。「週5日働けるようになりたい。ようやく、そのきっかけをつかめた気がする」とNさんは話します。

ひきこもりがちになったのは高校時代。「中学校には通っていましたが、遅刻することもあり、人とのコミュニケーションも苦手でした。家がゴミ屋敷で友達も呼べず、学校から帰ると、習字などの習い事以外はゲームやテレビばかり。体を動かすのは好きだったので、小学生のときはサッカーやスイミング、中学校では陸上部に入りましたが、昼夜逆転気味の生活が始まり、朝の練習には行けませんでした」というNさんは、進学した高校でも陸上部に入るも、やめてしまいます。練習などの約束を守れず、周囲との距離が広がったと感じていました。

高校は、陸上部の顧問でもあった担任の先生のサポートでなんとか卒業し、医療系の専門学校に進んで祖母の家から通うようになり、「だれかに何かを言われたわけではなく、自分で勝手に感じているだけかもしれないけれど、まわりの反応が大きくなった気がしていました」と、その頃から気になり始めたのが体臭です。通学中も気になり、勉強もつ

いていけず、専門学校を途中でやめてしまいます。そして祖母の家から自宅に戻り、家を出ない生活が始まりました。

自室にひきこもりつつも、家族も含めて他人からどう見られているのか気になるNさん。昼夜逆転の生活は、生活の中心となる夜に雑音が聞こえず、人のことも気にならないため少し気分が楽だと言います。夜中にゲームをしたり、スポーツ番組を見たりしている時間は、まわりのことを忘れることができ、「寂しい」と感じることもなく、自分と向き合うこともしない。お昼を過ぎて起き、力尽きたら眠る生活。両親とはどう接すればいいのかわからず、ほとんど会話もない。学生時代は「早く寝なさい」と口うるさかったのが、言われても「はいはい、わかった」と空返事を返すうち、何も言われなくなっていました。「今考えると、愛のある言葉をかけてくれていたのに聞こえていなかったというか、理解できてなかったですね」

叔母に「今の状態はひきこもりやで」と言われ、「何とかしなければ」と思うけれど、やり方がわからない。「ずっと家にいるのは、しんどいというより、むしろ気持ちがいい。好きなことができるし、どうすればいいかわからないから今のままでいい、というのもありました」

変わるきっかけになったのは、市の保健師の訪問でした。「もしかしたら、自分は良くなっていくのかもしれない」と、Nさんの中に期待のような感情が生まれました。定期的な訪問の時間に好きなものなどについて話し、何度かの訪問の後には医師も同行してくれました。病院についての説明を受け、月1回通院するようにもなりました。



スポットライフくればす
外観・内観



甲賀・湖南ひきこもり支援『奏-かなで-』のスタッフである北出篤嗣さんとの出会いは、それから1年ほど経った頃。保健師の紹介で訪れた北出さんに、体臭や家族のことなど悩みを打ち明けました。「間隔をあげず来てもらえれば良くなるかも」との思いを伝えると、2週間に1回の頻度で訪問してくれました。北出さんと得意の数独を楽しんだり、相撲やサッカー、将棋の話をしたりして過ごしました。

外出への一歩は、北出さんの「外に出てみない?」という誘いでした。最初はそんな気持ちになれず、自宅で法人のパンフレットを折る作業に挑戦していたのですが、「まだ残っているので、くればすに来てくれたら助かる」と言われ、「行けば何か変わるかもしれない」と外出を決心します。初めて足を踏み入れたくればすは、明るい場所でした。光がたくさん差し込み、「また来てもいいかな」と思える場所。時々訪れ、北出さんと陶芸体験にも行きました。陶芸作品をくればすのスタッフに見せたことをきっかけに、北出さん以外の人も過ごせるようになりました。「くればすに通う日々が楽しみ」という感覚はまだありませんが、「自分で選んだこと、約束したことを守れている」安心感が生まれています。

「部屋にこもっているときは、お金を使わないようにすることばかり考えていた」というNさん。1~2週間ほとんど食べず、水分のみでそれでも空腹さえ感じないこともありました。けれど、今はしてほしいことや食べたいものを家族に言えるようになり、「少しずつでもいいので良くなりたい」という気持ちも持っています。「良くなる」というのは、「週5日働いている自分」に近づくイメージです。それに向かって進んでいる実感も少しわいてきています。

北出さんたちに会う前のNさんは、家にいる状態から抜け出せませんでした。必要だったのは「他者の力」だと言います。「人との出会いがなかったら、きっとひきこもったまま。自力で出るのは無理でした。ひきこもっていると、居心地がいいから」。

ひきこもりには大きく二つのパターンがあるとNさんは考えています。一つは、石を投げられてきたパターンです。会社や学校などのコミュニティでいじめられたり排除されたりして、居場所がなくなる。もう一つは、蝶々を追いかけていたら知らないところに行っていた、というパターン。蝶々というのは、欲望や誘惑です。「自分はそのタイプで、気づいたら世の中から遠くかけ離れ、1人でずっと家にいました」とNさんは話します。

まわりとコミュニケーションを取ることができればいいけれど、それほど強い思いはなく、「だれかに連れ出してほしい」という考えもなかった10年間。けれど今は、「外に出られて良かった」と思うこともあります。進むべき場所と一緒に考えてくれる人の存在は、Nさんにとって大きな力です。「これまでは、何も考えず生きていて、人まかせの人生でした。考える時間や自分を見つめ直す時間よりもゲームやテレビを優先させていた。けれど今は、迎えに来てくれる人がいて、やるべきことがある」。自分の人生を自分のものにする。そのための道を、Nさんは歩き始めているのです。



Nさんの作品

LOVE つながる 滋賀の縁

Listen 話を聴く
Open 風通しよく
Voice 声をあげる
Enjoy 楽しくやる



みんなで振り返る時間を

必ずつくっています

「楽しく働くこと」を大事にしています

ふじおか ひろや
藤岡 大也さん

社会福祉法人聖優会
特別養護老人ホーム菖蒲の郷

おくむら のぞみ
奥村 望さん

社会福祉法人蒲生野会
放課後等デイサービス サンライズ
児童発達支援管理責任者

滋賀県社会福祉協議会が2019年4月に開設した「滋賀県社会福祉研修センター」では、福祉の現場で働く人に福祉職としてのアイデンティティとビジョンをもってもらおうと、「滋賀の福祉人」と名付けた研修を実施しています。支援の根本を見つめ直し、受講者自身の見識を導き出してもらう内容で、経験と階層に応じたプログラムの設けています。それぞれのキャリアに応じた研修を受けた藤岡さんと奥村さん。どんな気づきや変化があったのでしょうか。

「たどり着いた福祉の世界」

大学進学時には福祉への思いももちながらも経済学部に進んだ藤岡さんは、東京の販売会社で12年勤めた後に福祉業界に転職しました。故郷の滋賀に戻ったのを機に、思いきって飛び込んだ福祉の世界。菖蒲の郷に勤務してまだ1年というところで、介護分野の新任研修を受講しました。

一方の奥村さんは、大学時代は幼児教育や保育を学びましたが、在学中に障害者福祉の道へと進路

を変更しました。資格を取るための実習で訪れた蒲生野会で障害のある人に顔をかまれ、「言葉では伝えられない思いを理解したい」と思ったのがきっかけでした。同会に就職して13年。放課後等デイサービスの立ち上げに関わり、現在はスタッフ19人を抱える事業所の管理者で、研修では管理職向けプログラムに参加しました。違った経緯で福祉人となった2人。現在の仕事はやりがいがありますが、道半ばです。

最初の頃は、時間に追われているのに自分の思い通り利用者さんが動いてくれないことに焦りがあった藤岡さん。「1年間働いて、やっと自分の中で少し余裕が持てるようになった」と言います。「ここでは一番下っ端やぞ、という



自分の職場を振り返ってみると、毎月のケア会議以外は、フロアで仕事をしながらのコミュニケーションしかとれていなかったことに気がつきました。ビジョンや改善点を共有する重要性を再認識した奥村さんと藤岡さん。知識や技術だけではない、福祉人としての大切な学びを糧に、それぞれのステージでさらなる飛躍を目指します。

社会福祉法人蒲生野会 放課後等デイサービス サンライズ



八日市事業所
東近江市小脇町2089
TEL:080-1410-9506
FAX:0748-23-7155
<http://gamounokai.com/>

社会福祉法人聖優会 特別養護老人ホーム菖蒲の郷



草津市山寺町837
TEL:077-566-3888
FAX:077-566-2080
<http://shoubunosato.jp/>

心持ちで『あかんところは言ってください』とお願いしています。言われた時はつらくても、次からの業務に活かせたら達成感が得られます。ポジティブ志向ですが、まだまだ駆け出し。わからないことだらけです。

奥村さんは、管理者に立場が変わって2年。成長できている実感がある一方、自分に余裕がないと現場を任せきりにしてしまい、職員たちの思いに気づくことができないこともあります。「日々、管理職の役割について考えています」

「研修での学びを現場に」

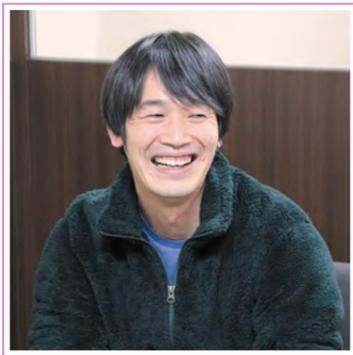
研修で多くを学んだ2人は、現場に反映させる難しさを感じ、今後の課題としています。

同じ立場の人と話す機会が少ない奥村さんは、さまざまな分野の管理職と大変さを共有し、「管理職とは何か」を一緒に考えられたことが大きな収穫でした。印象に残ったのは、「頼り上手になりましょう」というアドバイス。「職員が見ているからと頑張る管理職が多いけれど、後輩を頼ることも大事ですね。私も頼られると嬉

しいですし」。現場に反映させる難しさを感じつつも、奥村さん自身、意識の持ち方を変えていこうと心がけています。

「スタッフと信頼関係を」

研修を通して重要だと実感したことの一つには、職場の信頼関



係やチームワークもありました。前職で部下をまとめた経験もある藤岡さんは、職員同士の関係が仕事に影響することを知っているだけに、「楽しく働くこと」を大事にしています。「みんなが嫌がる仕事を率先してやると、チームワークができる。面倒な仕事もこなし、他の職員から信頼されるようになっていきたい」と意欲を見せ、役職につくことを目標に掲げました。

奥村さんも「気軽に話しやすい関係をつくり、信頼される上司であらう」と心がけています。別の職場などで長年経験を積んだ年上の人との関係構築には難しさもありますが、「法人や事業所で大切にしていることは伝える」と、あらためて決意しました。

有効なのは、みんなで振り返る時間だと言います。「月1回、良かったこと、できなかったことを出し合い、周囲から評価や改善案をもらう時間をつくっています。お互いに言いやすくする工夫も大事ですね」。藤岡さんは、「振り返りの時間をつくるのはいいですね。職場が変わる気がします」と奥村さんの話に目からうろこ。



「滋賀の福祉人」に関する研修はこちら
<https://shiga-stk.jp/>

霞が関レポート



国土交通省住宅局
安心居住推進課長
川野 宇宏

滋賀の福祉の創造実践に深く関わってくださった
厚生労働省の現役キャリアから、
国の政策の動きや重要な視点についてレポートしていただきます。

【略歴】

1993年厚生省（現厚生労働省）入省。厚生労働大臣秘書官、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣参事官、健康局難病対策課長等を経て、2019年7月から現職。2003年から3年間、滋賀県庁に出身（健康福祉部障害福祉課長・障害者自立支援課長）。

住まいと福祉の連携による居住支援の推進

大家さんが抱える孤独死、家賃滞納、近隣住民とのトラブル等への不安から、単身高齢者、低所得者、障害者等の住宅確保要配慮者（以下、要配慮者）が賃貸住宅を借りにくいという状況があります。こうした中、増加する空き家・空き室を活用し、要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、2017（平成29）年10月から、新たな住宅セーフティネット制度が開始されています。

これは、大家さんが、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度です。そうした要配慮者専用の住宅については、改修費や家賃低廉化への補助等も活用することができます。また、入居者と住宅のマッチング、入居後の見守りなどの支援を行う団体（社会福祉法人、NPO法人、株式会社等）を、都道府県が居住支援法人に指定しています。さらに、地方公共団体の住宅・福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体等によって構成される居住支援協議会の設立も進めています。こうした居住支援法人や居住支援協議会の活動に対する補助もあります。

2019（令和元）年12月27日時点で、セーフティネット住宅の登録戸数が19,495戸、居住支援法人の指定が272者（うち社会福祉協議会は7者）、居住支援協議会の設立が92協議会（47都道府県+45市区町）です。大家さんが積極的にセーフティネット

住宅に登録し、安心して住宅を貸すことができるようにするためにも、居住支援法人の指定を進めるとともに、個別の支援を行う市町の居住支援協議会の設立を進めていく必要があります。

滋賀県では、現在の住宅登録戸数が200戸、居住支援法人の指定は3法人〔（社福）グロー、（一社）しが入居支援センター、（一社）東近江住まいるバンク〕にとどまっています。市町の居住支援協議会もまだありません。

一方、実態としては、高齢者、障害者などそれぞれの分野で、居住支援を行っている社会福祉法人などがあると思います。社会福祉協議会にも、入居前の相談や入居後の見守りを行うところ、さらには、熊本市など、孤独死に対応するために残置物処理費や死後事務（葬儀執行、家財の片付け、各種手続きの代行等）についても孤独死保険を活用しながらパッケージで保証しているところもあります。また、大牟田市や岸和田市など、居住支援協議会の事務局を担っている社会福祉協議会もあります。単身高齢者等が安心して賃貸住宅を借りて地域で暮らすことができるようにするためには、自治体と現場が、しかも住宅分野と福祉分野が、一体的に取り組む必要があります。全国的にも、まだまだ取り組みはこれからです。滋賀県でも、関係者一体となって、居住支援の取り組みが進むことを期待しています。

えにし雑感

子どもたちのために、

地域でつながる大切さ

株式会社アーム保険設計代表取締役会長

（株式会社村田自動車工業所 元社長）

村田 健一さん



ただの中小企業経営者の私が、このような寄稿をさせていただくことに大変恐縮しております。私が児童養護施設の子どもたちと出会ったのは5～6年ほど前になろうかと思います。会議で児童養護施設を訪問しました。施設長さんに施設をご案内いただき、職員さんからもお話を伺いました。私は大きなショックを受けました。乳飲み子から高校生まで、こんなに多くの子どもたちが親と一緒に暮らせずにいる。今まで存在は知っていたが、具体的なことは何も知らなかったのです。また、子どもたちの退所後の課題なども聞かせていただきました。

我々地域の企業は、地域に暮らし地域に根ざして地域のみなさまから支えていただき生業しています。この子たちのためにできることがあるのでは？と考えました。

そんなとき、県社協の熱心な職員さんが弊社に来られ、「ハローわくわく仕事体験」のお話を聞き、さっそく取り組み始めました。県社協や各施設の職員さんは、熱心で使命感をもって生き生きと仕事されているので、私も刺激を受けました。初めて、1人の男の子が体験にやってきました。引率の職員さんが帰られた後、緊張と不安で涙ぐむ場面もありましたが、3日間体験してくれました。体験を終えた彼の顔は、ちょっとした自信とやりきった達成感に満ちあふれたいい顔をしていたことを今でも覚えています。その後、彼は積極的に他社の仕事体験にも参加したそうです。

仕事体験に来てくれた子の中には途中で来られなくなって施設まで迎えに行き、話をした子もいました。その子とはそれ以来仲良くなって、今でも町で出会ったり、施設を訪問したりしたときには、親しく話をしてくれます。施設には生まれてすぐからそこで育った子もいて、外の世界との接点が少ない子も多いんだなと感じました。そんな子が我々と接することは、地域での居場所・社会の一員としての存在意義を知ることにつながります。こうした経験が、彼らの成長や退所後の生活にとって大切なものかもしれないと思っています。その後弊社では、障がいのある子どもたちの体験なども受入れました。忙しい中、社員には苦勞をかけたと思っています。でも、受入れた我々も、何かあたたかい大切な物が得られるのではないかと、それがハローわくわくの良いところだと思います。

地域に住む我々は、次世代を担う大切な子どもたちのために関わり、支え、彼らがいつか自分の足で力強く生きていけるように、取り組むことが大切だと思います。

そんなあたたかい地域社会になれば、こんなに素晴らしいことはないと思っています。

私たちは *ひそかなながら* の理念に共感し、
仲間としてともにこの活動に取り組んでいます。

くらしつなぐ ひとをつなぐ ちいきつなぐ
滋賀県老人福祉施設協議会



社会福祉法人グロー

生きることが光になる ほほえむちから

私たちは、生きることの尊さを表す「生きることが光になる」、誰でも持っている「ほほえむちから」、この二つの言葉を胸に、地域に生きる全ての人の、安心な暮らしが保障され、尊厳を持ってその人らしく生きることが出来る社会を創っていきます。

(滋賀県社会福祉事業団とオープンスペースレガートがひとつになりました。)

〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2
TEL 0748-46-8188 FAX 0748-46-8288
<http://www.glow.or.jp>

広がれ
自分色。



虹の会は利用者・ご家族のニーズはもとより地域ニーズにも対応できるよう
中長期的なビジョンを描き、役職員一丸となって取り組んでいます。

社会福祉法人 虹の会
電話 0740(25)8220 FAX 0740(25)8221
〒520-1521 滋賀県高島市新旭町北畑 45 番地



「三方良し+次世代良し」「四方良し」の暮らしをつくる

01 分析・測定
02 工業薬品
03 施設管理
04 環境保全

株式会社日吉
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908
TEL (0748) 32-5111 <http://www.hiyoshi-es.co.jp> 日吉

くらしつなぐ
ひとをつなぐ
ちいきつなぐ



社会福祉法人真盛園



「老いも若きも」みんなてつながるまちづくり

1951年設立以来、滋賀県大津市坂本で介護サービスを展開する社会福祉法人。特別養護老人ホームをはじめ10事業開設。主な社会貢献活動-「地域交流センター」「子ども食堂」「フリースペースしんせい」をオープン。

〒520-0113 滋賀県大津市坂本5丁目13番1号
TEL 077-578-0044 FAX 077-579-3839
<http://www.sinseien.jp>

特別養護老人ホーム 近江舞子しょうぶ苑

子どもの居場所作り
「フリースペース アイリス」 3年目に入りました!

社会福祉法人 志賀福祉会
特別養護老人ホーム
近江舞子しょうぶ苑
〒520-0502
滋賀県大津市南小松90
☎077-596-2233
Homepage: shiga-f.com

- ・JR湖西線「近江舞子駅」より徒歩5分 → 便利
- ・水泳場や琵琶湖パレイなど近くにあり → 楽しみ

観光庁長官登録旅行業第55号

名鉄観光 大津支店 MEITETSU WORLD TRAVEL INC.

〒520-0056 滋賀県大津市末広町1-1 日本生命大津ビル2階
TEL (077) 510-0100 FAX (077) 510-0030
ホームページ <http://www.mwt.co.jp>
E-mail otsu@mwt.co.jp

滋賀県老人福祉施設協議会とは？
高齢者施設を経営する滋賀県内六十の社会福祉法人により組織しています。高齢者介護に関するお悩みはもちろん、さまざまな地域課題の解決へ向けて、多様な専門職が活躍しています。みなさまの身近なところで、みなさまの暮らしを支えています。



<http://www.shiga-roushikyo.jp/>

事務局
〒529-1441 東近江市五個荘川並町 268 番地
社会福祉法人六心会内
TEL. 0748-48-6111 FAX. 0748-48-6112
Email shiroukyo@shiga-roushikyo.jp

滋賀の縁創造実践センター
(滋賀県社会福祉協議会)



縁特別会員 ご入会のお願い

滋賀の福祉の充実をめざして

滋賀に暮らす誰もが「おめでとう」と誕生を祝福され「ありがとう」と看取られる地域社会をつくるという滋賀の縁創造実践センターの理念の具体化に取り組む活動主体となるため滋賀県社会福祉協議会は定款を改正し、滋賀の福祉の充実をめざした事業を新たに追加しました。

縁特別会員制度は、滋賀の縁創造実践センターの実践を支える新たな会員制度です。民間福祉の実践者のみなさま、また「持続可能な開発目標(SDGs)」に共感する企業や団体のみなさま、縁特別会員に加入賜りますようお願い申し上げます。

*持続可能な開発目標(SDGs)には、「我々はこの共同の旅路に乗り出すに当たり、だれ一人取り残さないことを誓う」という理念が掲げられています。

みなさまの会費は、現在これらの事業に使わせていただいています

えにし共生の場づくり、制度のはざまへの支援、生きづらさを抱えた人と地域の架け橋づくり—共生社会への営みを「縁架け橋プロジェクト」と名付け必要な事業を企画・実施していきます。



▲子ども食堂の食事風景



▲甲賀・湖南ひきこもり支援「奏-かなで-」運営会議チーム

社会福祉施設を活用した 子どもの夜の居場所フリースペース推進



▲フリースペースで遊ぶ子どもとボランティアの方

社会的養護のもとで育つ若者と 社会の架け橋づくり



▲ハローわくわく仕事体験に参加する子ども

高齢者施設を活用した中高年障害者の 休日の居場所づくり



▲子どもや職員、ボランティアの方とふれあう利用者

滋賀県老人福祉施設協議会との共働事業

滋賀県保育協議会との共働事業

【待っている人たちがいる!】 制度のはざまへの取り組み、縁共生の居場所づくり

会員の種類と年会費

1月31日現在の会員数:121会員
団体会員...10 5万円
社会福祉法人会員...10 5万円
企業会員...10 5万円
個人会員...10 3千円
※特別会員のみなさまを対象とした研修会や事業も実施してまいります。

お申込み・お問い合わせ

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 総務課
TEL:077-567-3920 FAX:077-567-3923
〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138
(県立長寿社会福祉センター内)
<http://www.shigashakyo.jp/>

平成31年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

賠償事故	保険金額	
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中) 被害者対応費用(1名につき)	500万円 1事故10万円限度
	傷害見舞費用	500万円 死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

保険期間1年

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円

【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所:1,300円
通所:1,390円

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償(改定)

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4) 改定

◆この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
(引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社 TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

〈SJK18-12811 2018.12.28 作成〉

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

保険金額

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
	死亡保険金		1,040万円
後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)
入院保険金日額		6,500円	10,000円
ケガの補償 手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
	外来の手術	32,500円	50,000円
通院保険金日額		4,000円	6,000円
特定感染症の補償 葬祭費用保険金 (特定感染症)		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ 300万円(限度額)	
賠償責任 賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

送迎サービス補償

福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
(引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社 TEL:03(3349)5137
受付時間:平日の9:00~17:00(土・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
営業時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〈SJK18-13568 2019.1.16 作成〉